

広島県議会国際平和・多文化共生・人への投資促進特別委員会海外現地調査派遣に係る  
業務公募型プロポーザル第1回選定委員会議事要旨

項 目		内 容
1	日 時	令和6年11月14日
2	場 所	持ち回りで開催したため、指定の場所はなし。
3	出席委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広島県議会事務局次長</li> <li>・ 広島県議会事務局議事課長</li> <li>・ 広島県議会事務局政策調査課長</li> <li>・ 広島県議会事務局総務課長</li> <li>・ 広島県地域政策局国際課長</li> </ul>
4	議 題	公募型プロポーザルに参加しようとする者に必要な資格要件及び評価基準に関する審査
5	担当部署	広島県議会事務局議事課委員会係
6	開催方法	1 参集 2 持ち回り
7	議事内容	1 審査により定められた公募型プロポーザル参加資格 (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。 (2) 令和3年広島県告示第670号(令和4年から令和6年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等)によって「57H 旅行代理及び旅行業」の資格を認定されている者であること。 (3) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。 (4) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。 (5) 法人格を有する団体であって、受託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。 (6) 広島市内に本社、支社、営業所等を有し、迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。 (7) 調査先各国において、サポート体制(提携業者等)の確保ができること。  2 審査により定められた評価基準 別紙「業務提案書評価基準」のとおり。